



発行 新潟県

号外 2

令和6年10月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 選挙管理委員会告示

- 100 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)  
101 直接請求を行う場合に必要とする選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第100号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和6年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

第1区選挙区	26,695,500円
第2区選挙区	25,006,600円
第3区選挙区	24,663,600円
第4区選挙区	24,396,400円
第5区選挙区	26,427,200円

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要とする選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要とする選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和6年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
36,386
- 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
327,409
- 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
新潟市北区 20,026  
新潟市東区 37,402  
新潟市中央区 49,306  
新潟市江南区 18,964

---

新潟市秋葉区	21,113
新潟市南区	12,132
新潟市西区	43,137
新潟市西蒲区	15,362
長岡市三島郡	73,969
上越市	51,486
三条市	26,318
柏崎市刈羽郡	23,393
新発田市北蒲原郡	29,929
小千谷市	9,378
加茂市南蒲原郡	10,333
十日町市中魚沼郡	16,291
見附市	10,958
村上市岩船郡	17,340
燕市西蒲原郡	23,976
糸魚川市	11,131
妙高市	8,504
五泉市東蒲原郡	16,148
阿賀野市	11,285
佐渡市	14,228
魚沼市	9,504
南魚沼市南魚沼郡	17,022
胎内市	7,795